

「厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針」主な改正点（案）

旧「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針」が平成13年11月に改定されたことを踏まえ、以下の通り所要の改正を行うこととする。

<p>1. 「厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針」→「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」</p> <p>大綱的指針の名称が「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に改められたのを受け、厚生労働省の指針の名称を「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に改める。</p>	<p>第1編 総括的事項 第1章 目的 (p. 2)</p> <p>「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月、内閣総理大臣決定）は、平成13年11月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（内閣総理大臣決定）と改定され、評価対象として、旧大綱的指針において示されていた研究開発課題及び研究開発機関に、研究開発施策及び研究者等の業績を加えるとともに、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の予算、人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ることが重要な改善点として盛り込まれた。</p>
<p>2. 評価対象の拡大</p> <p>○「研究開発施策」を評価対象に追加する。</p> <p>・「研究開発施策」の範囲－厚生労働省の科学技術関係費のうち、一般会計中の科学技術振興費（独立行政法人評価委員会により評価される独立行政法人の事業を除く）、及び国立病院特別会計、産業投資特別会計中の研究費を対象とする。</p> <p>○重点的資金及び基盤的資金による研究開発課題を評価対象として明示。</p> <p>・国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による研究開発課題」</p> <p>・研究開発機関に経常的に配分された資金により実施される「基盤的資金による研究開発課題」</p>	<p>第1編 総括的事項 第3章 対象範囲 (p. 3)</p> <p>本指針の研究開発評価の対象範囲は、以下のとおりとする。</p> <p>① 研究開発施策</p> <p>ア 厚生労働科学研究費補助金による各研究事業</p> <p>イ <u>国立病院特別会計におけるがん研究助成金、循環器病研究委託費、国際医療協力研究委託費、成育医療研究委託費、精神・神経疾患研究委託費及び長寿医療研究委託費による研究事業</u></p> <p>ウ <u>医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施する基礎研究推進事業</u></p> <p>エ <u>医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施する医薬品、医療機器等の研究開発に対する出融資事業</u></p> <p>オ 保健医療基礎研究費による研究事業</p> <p>カ 特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業</p> <p>キ <u>結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業</u></p> <p>② 研究開発課題</p> <p>ア 競争的資金による研究開発課題</p> <p>・研究事業等のうち、公募型の研究開発課題</p> <p>イ 重点的資金による研究開発課題</p> <p>・研究事業等のうち、公募型以外の研究開発課題</p> <p>・国立試験研究機関に予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における研究開発課題</p> <p>ウ 基盤的資金による研究開発課題</p> <p>・国立試験研究機関の基盤的研究費における研究開発課題</p>

<p>○「研究者の業績」を評価対象に追加する。</p>	<p>③ 研究開発機関</p> <p>④ 研究者の業績 研究開発機関に所属する研究者の業績</p>
<p>3. 評価における公正さと透明性の向上</p> <p>○第三者評価・外部評価を推進する。</p> <p>○評価者の選任等に関するルールを明確化する。</p> <p>・評価者の選任にあたっては、利害関係者が評価者に加わらないようにする。</p> <p>・評価の客観性を保つために、例えば、年齢、所属機関、性別等に配慮して評価者を選任するように努める。</p> <p>・評価委員会及び評価小委員会の委員は、当該研究事業等に応募することができない。(分担研究者として応募することを含む。)</p> <p>・委員は、自らが現在所属している機関に所属している者の研究開発課題については、評価しない。</p>	<p>第1編 総括的事項</p> <p>第5章 評価の基本的考え方 (p. 4)</p> <p>1. 外部評価の実施、評価者の選任等</p> <p>(1) 外部評価の実施 評価実施主体は、評価の客観性・公正さ・信頼性を確保するために、<u>外部評価を実施することを原則とする。また、必要に応じて第三者評価を活用するものとする。</u></p> <p>(2) 評価者の選任等</p> <p>① 評価者は、当該研究分野及びそれに関連する分野の専門家から選任し、<u>国際的な観点から評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価意見を求めることもできるものとする。ただし、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に反映させるために、産業界や人文・社会科学の人材を選任する等、当該研究分野の専門家以外の有識者等からも選任できるものとする。</u>なお、必要に応じて、評価実施主体、当該研究事業等の所管課又は関係課に所属する者、被評価主体に所属する者も評価者として選任できるものとする。</p> <p>② 評価者の選任にあたっては、<u>利害関係の範囲を明確に定める等により原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。</u>なお、利害関係者が加わる場合については、その理由を示すものとする。さらに、評価の客観性を保つために、例えば、年齢、所属機関、性別等に<u>配慮して評価者を選任するように努める。</u></p> <p>③ <u>また、研究者間に新たな利害関係を生じ、公正な審査の妨げとなることのないよう、評価者に対し評価に関わる諸情報の守秘の徹底を図る。</u></p> <p>第3編 研究開発課題の評価の実施方法</p> <p>第1章 競争的資金による研究開発課題の評価</p> <p>2. 評価の実施体制</p> <p>(4) 利害関係者の排除 (p. 9)</p> <p>① 評価委員会及び評価小委員会の委員は、<u>当該研究事業等に応募すること(分担研究者として応募することを含む。)</u>ができないものとする。</p> <p>② 委員は、<u>自らが現在所属している機関に所属している者の研究開発課題については、評価しないものとする。</u></p>

○評価結果の公開方法を明確化する。

・総括的事項

・競争的資金における研究開発課題

・重点的資金における研究開発課題

第1編 総括的事項

第5章 評価の基本的考え方

3. 開かれた評価の実施 (p. 5)

(2) 評価内容等の被評価者への開示

評価実施主体は、評価実施後、被評価者に結果を開示し、その内容を説明する等の仕組みを整備する。なお、研究者の業績の評価については、所属する機関の長が定める方法に従う。

(3) 研究開発評価等の公表等

評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国民の安全の確保、知的財産権の取得状況等に配慮しつつ、研究開発成果、評価結果をインターネットを利用すること等により、分かりやすい形で国民に積極的に公表する。ただし、研究者の業績評価の結果については、個人情報の秘密保持の点から慎重に取り扱う。

評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。この場合において、研究開発課題の評価については、研究者間に新たな利害関係を生じさせないように、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮するものとする。

第3編 研究開発課題の評価の実施方法

第1章 競争的資金による研究開発課題の評価

5. 評価結果の通知 (p. 12)

(1) 事前評価 所管課等は、課題の採否結果を個々の研究者に通知する。なお、必要に応じて評価結果の内容等を研究者に通知するものとする。

(2) 中間評価 所管課等は、研究継続の可否を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。なお、必要に応じて研究計画の変更、研究費の増減、共同研究者の変更、研究の中止等の評価結果の内容を研究者に通知するものとする。

(3) 事後評価 所管課等は、評価結果を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。

6. 評価結果の公表等について (p. 12)

(1) 以下の事項について、所管課等は、評価終了後の適切な時期に、刊行物、厚生労働省ホームページ等により公表するものとする。

① 研究採択課題、研究費の交付予定額や研究報告書の概要

② 事前評価委員会及び中間・事後評価委員会の委員の氏名

(2) 公表に当たっては、個人情報・企業秘密や未発表の研究成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点に配慮するものとする。

第3編 研究開発課題の評価の実施方法

第2章 重点的資金による研究開発課題の評価

3. 評価結果の通知等 (p. 13)

評価結果については、研究開発課題の研究実施者に通知するとともに、その概要について、個人情報・企業秘密や

<p>・研究開発機関の評価</p> <p>○評価の際に客観的な情報の活用を図る。</p>	<p>未発表の研究成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点に配慮しつつ、インターネット等を通じて公表する。また、国立試験研究機関に措置された研究事業における課題の評価結果については、研究開発機関の評価において活用する。</p> <p>第4編 研究開発機関の評価の実施方法 5. 評価経過の通知方法について (p. 15) (変更がほとんどないため省略) 6. 評価結果の公表等について (p. 15) (変更がほとんどないため省略)</p> <p>第1編 総括的事項 第5章 評価の基本的考え方 6. 評価における客観性の確保と研究の性格等に応じた適切な配慮 (p. 6) (1) 評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の検討を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めるものとする。</p>
<p>4. 評価時期の見直し、追跡評価の試行</p> <p>・研究開発課題については、3年の研究開発期間の場合、原則2年目で中間評価を実施する。 ・5年以上の期間を有したり、研究開発期間の定めがない研究開発課題は、3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。 ・優れた成果が期待される研究開発については、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施し、継続を決定する。 ・必要に応じて、研究開発施策、研究開発課題等について追跡評価を行う。</p>	<p>第1編 総括的事項 第5章 評価の基本的考え方 2. 評価時期 (p. 4) (1) 研究開発施策及び研究開発課題 ② 研究開発施策については、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、評価実施主体は、3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。 ③ 研究開発課題については、3年の研究開発期間の場合、原則2年目で中間評価を実施する。5年以上の期間を要する又は研究開発期間の定めがない研究開発課題は、評価実施主体が、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。また、優れた成果が期待され研究開発の発展が見込まれる研究開発課題及び目的上継続性が重視される研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施し、継続を決定することができるものとする。 ④ 研究開発施策及び研究開発課題については、必要に応じて追跡評価を行い、成果の波及効果、活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映するものとする。</p>
<p>5. 研究開発の規模等に応じた適切な評価</p>	<p>第1編 総括的事項 第5章 評価の基本的考え方 6. 評価における客観性の確保と研究の性格等に応じた適切な配慮 (p. 6) (2) 本指針が対象とする研究は、多様な目的を持つものであり、例えば遺伝子資源の収集・利用、長期縦断疫学研究など短期間で論文、特許等の形で業績を上げにくい研究開発</p>

<p>・総額 10 億円（検討中）以上の大規模な研究開発課題については特に重点的に評価するとともに、年間 500 万円（検討中）以下、または実施期間が 1 年（検討中）以内の少額又は短期の研究開発課題では、事前評価による審査を中心とし、事後評価は省略する、または評価項目を厳選する等の配慮を行う。</p>	<p>分野や試験調査などそれぞれの研究事業等が持つ性格や目的を十分に考慮し、それぞれの研究事業等や研究開発機関に適した評価を行うことが必要である。</p> <p>7. 評価に伴う過重な負担の回避 (p. 7)</p> <p>(1) <u>評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないように、大規模プロジェクトと少額又は短期の研究開発課題とでは評価の方法に差を設けるなどの配慮が必要である。評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は、変更の理由、基準、概略等を予め示す必要がある。</u></p> <p>注：(13) <u>大規模プロジェクト 研究開発に要する費用の総額が 10 億円以上と見込まれる研究開発課題をいう。(p. 3)</u></p> <p>(14) <u>少額又は短期の研究開発課題 年間 500 万円以下又は研究機関が 1 年以下と見込まれる研究開発課題をいう。(p. 3)</u></p> <p>第3編 研究開発課題の評価の実施方法 第1章 競争的資金による研究開発課題の評価 1. 総括的事項 (p. 8)</p> <p>(2) <u>評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようにするため、効果的・効率的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。少額又は短期の研究開発課題では、事前評価による審査を中心とし、事後評価は省略する、評価項目を厳選する等の配慮を行う。</u></p> <p>(3) <u>評価は基本的に書面によるものとするが、必要に応じ当該研究申請者に対して出席及び説明を求めること（ヒアリング）及び施設の訪問調査を実施するものとする。</u></p>
<p>6. 競争的資金における事前評価・中間評価・事後評価の評価方法</p> <p>・各研究開発課題につき、倫理面やエフォート（研究専従率）等に配慮しながら、専門的・学術的観点と行政的観点から、5段階等の評価段階を定め、評点を付けることにより行う。（なお、それぞれの観点について細項目毎の評点付けは廃止する）</p> <p>・その結果を基に、各研究事業等の特性を踏まえ、それぞれの観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択することを原則とする。</p>	<p>第3編 研究開発課題の評価の実施方法 第1章 競争的資金による研究開発課題の評価 4. 評価方法 (p. 12)</p> <p>(1) <u>各研究開発課題につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。評価は、5段階等の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。</u></p> <p><u>各研究事業等の特性を踏まえ、それぞれの観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択することを原則とする。</u></p> <p>(2) <u>評価の基準（評価段階、重み付け等）は、評価委員会において定める。</u></p> <p>注：「総合的に勘案すべき事項」の例 (p. 9 抜粋)</p> <p><u>ア いずれの観点の評価においても、各種倫理指針に適合しているか等、研究内容の倫理性を考慮する。</u></p> <p><u>イ 主任研究者及び分担研究者のエフォート等を考慮する。</u></p>

7. 重点的資金及び基盤的資金による研究課題の評価方法の明確化

○重点的資金による研究開発課題の評価

- ・研究開発施策による各事業のうち公募型以外の研究開発課題については、各所管課において、行政的観点と専門的・学術的観点等から評価を行い、その結果を研究者に通知するとともに、インターネット等を通じて公表する。
- ・国立試験研究機関等に措置された基盤的研究費以外の研究事業等における課題については各国立試験研究機関等が評価を実施し、評価結果をインターネット等を通じて公表する。

○基盤的資金による研究開発課題の評価

- ・各研究開発機関の長の責任において、研究開発機関の目的等に照らして、評価方法を適切に選定し、評価を実施する。

第3編 研究開発課題の評価の実施方法

第2章 重点的資金による研究開発課題の評価 (p. 13)

1. 評価の実施主体

重点的資金による研究開発課題の事前評価、中間評価及び事後評価については、各研究事業等の所管課（国立試験研究機関又は法人に予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における課題については当該国立試験研究機関又は法人）において実施する。

2. 評価の実施方法

評価は、行政的な施策と適合しているか、専門的・学術的・社会的・経済的観点等から有効に実施されているか等について行う。その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。また、大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ、費用対効果等を含めて、特に厳正に評価するとともに、評価の客観性および公正さをより高めるため、必要に応じて第三者評価を活用する。

3. 評価結果の通知等

評価結果については、研究開発課題の研究実施者に通知するとともに、その概要について、個人情報・企業秘密や未発表の研究成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点に配慮しつつ、インターネット等を通じて公表する。また、国立試験研究機関に措置された研究事業における課題の評価結果については、研究開発機関の評価において活用する。

第3編 研究開発課題の評価の実施方法

第3章 基盤的資金による研究開発課題の評価 (p. 13)

1. 評価の実施主体及び実施方法

基盤的資金による研究開発課題の事前評価、中間評価及び事後評価は、研究開発機関の長において、研究開発機関の目的等に照らして、重点的資金による研究開発課題の評価方法等を参考としつつ、評価方法を適切に選定し、実施するものであり、必ずしも外部評価を求めるものではない。その際、例えば論文発表等を通じた当該研究分野における研究者間における評価等を活用するとともに、必要に応じて、研究開発機関の評価の対象に含めるなど、効率的で適切な方法で実施する。